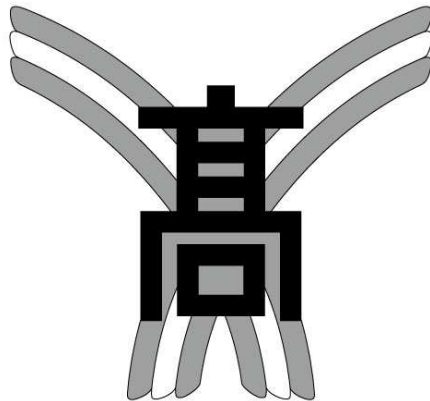


令和5年度
広島市立美鈴が丘高等学校
入学者選抜
一次選抜実施要項



〒731-5113

広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目13番1号

電話 (082) 927-2249

FAX (082) 927-5530

URL <http://www.misuzugaoka-h.edu.city.hiroshima.jp/>

日曜日・土曜日・祝日は事務取扱いを行いません。

目 次

【1】一次選抜	1
【2】帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	7
【3】二次選抜の実施	9
【4】一次選抜の結果に係る簡易開示について	9
【5】入学予定者説明会について	9
【6】その他	9
アクセス	10

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後5年を超える者	平成29年3月以前に中学校を卒業した者
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

【1】一次選抜

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和5年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	普通科	240人	広島市内全域

※ 調整措置により入学定員の30%の範囲内で広島県内の通学区域外からの入学を認める。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

- (1) 教育目標
校訓「進取 友愛 節度」のもと、高い志を持ち、変化の激しい社会において自らの未来を切り拓き、「地域共生社会」の担い手となる人材を育成する。
- (2) 育てたい生徒像
 - ・ 自らの適性や興味・関心をいかし、正解のない問いに向き合い続ける生徒
 - ・ 地域や社会の現状から課題を見出し、その解決のために取り組み続ける生徒
 - ・ 課題解決に向けて、多様な知識・技術・特性を持つ他者と協同的に取り組み続ける生徒
- (3) 入学者受入方針
 - ・ 自ら目標を立て、その目標の達成に向けて具体的な方策を考え努力する生徒
 - ・ ボランティア活動などに関心を持ち、地域や社会に貢献する生徒
 - ・ 他者の意見を尊重しながら、学習や部活動などに協同的に取り組む生徒
- (4) 教育課程
第1学年では、全員がほぼ同一の教育課程を履修し、第2・3学年では、各生徒が希望する進路に応じた教科・科目を選択履修する。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和5年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和5年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和5年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和5年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出願

- (1) 方式
志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。
- (2) 期間
 - ア 出願登録
令和5年1月25日（水）から2月10日（金）正午まで
 - イ 志願変更
令和5年2月14日（火）から2月20日（月）正午まで
必要書類を期間内に、持参により提出すること。

ウ 調査書等提出

令和5年2月14日(火)から2月21日(火)正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日(月)までに必着するよう提出すること。

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引き」を参照すること。

ア 出願登録

(7) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)アの期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日(月)正午までに、入学者選抜料(2,200円)を納付する。

なお、志願変更(イを参照)を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(4) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)アの期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日(月)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を行うことができる。ただし、出願登録の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。

志願変更をする場合は、(2)イの期間内に、次により出願登録の取下げ及び再登録を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(7) 志願者

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第7号)に必要事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 入力事項の訂正

再登録をする者は、本校校長が確認解除をした後、インターネット出願システムで高等学校名等変更すべき箇所を訂正し、ア(7)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

再登録をする者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(4) 出身中学校長

a 志願変更願の提出

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、本校校長にこれを持参により提出する。

b 確認登録

出身中学校長は、ア(4)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和4年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

② 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

エ 受検票の作成及び印刷

(7) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和5年2月20日(月)16時30分までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(4) 受検票の印刷

志願者は、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

- (ア) 2月10日(金) 正午現在の志願者数を同日15時に公表する。
- (イ) 2月14日(火) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月15日(水) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日(木) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日(金) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月20日(月) 正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

6 選抜

(1) 一般学力検査

- ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
- イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。
- ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現

- ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
- イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。
本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 学校独自検査(面接)

- ア 面接は、志願者全員に対して行う。
- イ 面接は、50点満点とする。
- ウ 面接の検査方法、内容及び評価項目は次のとおりとする。

(ア) 検査方法

個人面接、面接官2人、面接時間5分

(イ) 面接内容

- a 地域や社会の課題とその解決方法について
- b 高校で取り組みたいこと

(ウ) 評価項目

- a 応答の内容
- b 高校生活への意欲
- c 面接に臨む態度、マナー等

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日、時間割等

2月27日(月)			2月28日(火)	3月1日(水)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現及び面接	予備日 (自己表現及び面接)
第1時限	9:10 10:00	国 語		
第2時限	10:20 11:10	社 会		
第3時限	11:30 12:20	数 学		
第4時限	13:10 13:40	自己表現カード の記入		
第5時限	14:00 14:50	理 科		
第6時限	15:10 16:00	英 語		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現及び面接について、原則として、第2日(2月28日(火))に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日(3月1日(水))に実施する場合がある。

自己表現及び面接の集合時間は、2月21日(火)15時に本校ホームページに掲載する。

※ 学校独自検査の面接(5分)は自己表現(10分)が終了した後、続けて実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現及び学校独自検査の面接後、個人面接を5分程度実施する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 鉛筆、シャープペンシル ② 鉛筆削り ③ 消しゴム ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可） ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可） ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ）、上履き、下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の30%において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は、4：3：2：3とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。なお、一般学力検査の国語、数学及び英語について、2倍の傾斜配点を実施する。また、調査書の音楽、美術、保健体育、技術・家庭について、2倍の傾斜配点を実施する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の配点の比重は6：2：2：1とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（面接）の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和5年3月9日（木）13時に本校の校内で掲示及び本校ホームページ（<http://www.misuzugaoka-h.edu.city.hiroshima.jp/>）への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和5年3月10日（金）正午までとする。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和5年3月9日（木）13時30分から令和5年3月10日（金）正午までとする。

(2) 合格者は、令和5年3月9日（木）16時までに、受検票と引き替えに「合格通知書」と「請書・辞退届」を受け取り、本校校長に提出すること。

(3) 受付期間は3月9日（木）13時から16時まで、3月10日（金）9時から正午までとする。

合格者受検番号のホームページへの掲載についての注意事項

1 合格者発表をホームページに掲載した直後は、アクセスが集中し、接続に時間がかかることが予想されるので、注意すること。

2 合格者受検番号一覧は、PDF形式のデータで公開する。

※ PDF形式のファイルを閲覧するには、Adobe社のAcrobat Reader またはAdobe Reader（共にフリーソフト）が必要となる。

3 ホームページの保守・点検に関しては、細心の注意を払うが、現在のセキュリティ技術をもってしても、悪意のある侵入者による掲載データの書き換え等の被害を完全に防ぐことができない可能性もある。掲示されている合格者受検番号と、ホームページに掲載されている合格者受検番号が万一異なる場合、広島市立美鈴が丘高等学校内の掲示板に掲示されているものが有効となる。

4 合格者受検番号一覧を、広島市立美鈴が丘高等学校公式ホームページ以外からのリンクにより閲覧した場合、その内容について本校は関与しない。

5 やむを得ない事態が生じた場合、ホームページへの掲載を一時中断することがある。

6 電話等による可否の問合せには、一切応じない。

9 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、令和5年3月10日（金）14時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

10 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を令和4年12月1日（木）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和4年12月1日（木）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和5年1月6日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を5(2)アの期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

11 県外等からの出願

(1) 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から④までのいずれかに該当する者は、出願登録前に、広島市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。ただし、調整措置によって通学区域外から出願する者は、この手続を必要としない。

① 広島市立高等学校の通学区域に関する規則第5条各号の規定により本校を志願する者

② 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島市内に保護者が居住する予定の者

③ 4(5)により出願する者

④ その他②に準ずる者

ア 提出書類

広島県教育委員会ホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku>）で必要書類を確認し、ダウンロードして提出すること。

イ 提出期間

令和4年12月13日（火）から令和5年1月6日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月5日（木）までに必着するよう提出すること。

ウ 県外等からの出願許可願の提出先

広島市教育委員会学校教育部指導第二課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21

エ 結果の通知及び許可書の提出

出身中学校長に結果を通知する。

県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を5(2)アの期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)アの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

オ その他

a (イ)の提出期限後に、保護者の転勤等が生じたため、教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(イ)の提出期限を2月9日（木）正午までとし、出願登録期限は2月20日（月）正午までとする。

なお、2月10日（金）正午までに願書登録をした場合は、志願変更をすることができる。

また、2月9日（木）正午以降は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

- b 県外等からの願書許可を受けて本校へ願書登録をした後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、2月14日（火）正午までに必要書類を広島市教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(2) 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和5年1月25日（水）現在単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、次の手続を行う。

ア 志願者から申し出を受けた出身中学校長は、インターネット願書に係る県外等の中学校等登録申請書（様式第23号）を令和5年1月18日（水）までに、広島県教育委員会に電子メールにより提出する。ただし、出身中学校の所在地が広島県内にある場合については必要としない。

イ 出身中学校長意見書（様式第22号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を5(2)アの期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)アの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(3) 調査書等の作成

県外からの志願者については、様式第2号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。また、様式第3号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている評定（成績評点）集計表の様式によって提出することができる。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、一次選抜を欠席した者を対象とした追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）については別に定める。

(1) 手続

「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和5年3月2日（木）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

小論文及び自己表現

イ 実施期日及び時間割等

3月6日（月）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30 10：00	自己表現カードの記入
第2時限	10：20 11：20	小論文
第3時限	11：40 ～	自己表現

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

① 追検査受検承認（不承認）通知書（様式第11号）

② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

13 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する感染予防の留意点
 - ア 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。
 - イ 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用すること。
 - ウ 検査当日、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。
 - エ 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をすること。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診すること。この場合、当日の受検はできない。ただし、当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、別室での受検となる。この場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について
生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、一次選抜を受検できない者に対して、追検査を実施する。
追検査（3月6日（月）実施）を受検できる者は追検査（3月6日（月）実施）の受検となり、追検査（3月6日（月）実施）を受検できない者は新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月17日（金）実施）の受検となる。新型コロナウイルス感染症に係る追検査の検査方法等については別に定める。

【2】帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和5年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科、定員及び通学区域

課程	学科	定員	通学区域
全日制	普通科	入学定員外で2人以内	広島市内全域

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

一次選抜の教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程による。

4 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で【1】4(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ、原則として次のアからエまでのいずれかに該当する者
 - ア 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
 - イ 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
 - ウ 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
 - エ 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者
- (2) 外国籍を有する者で、【1】4(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

5 出願

一次選抜の方式、期間、手続による。さらに、海外在住状況説明書（様式第8号）を提出すること。

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校（施行規則第95条第2号に規定する在外教育施設を除く。以下同じ。）及び日本国内における外国人学校に在籍する志願者は、調査書に替え、外国の学校又は日本国内における外国人学校における成績証明書を提出する。その場合は健康診断書も提出すること。

6 一般学力検査等

- (1) 一般学力検査
 - ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
 - イ 一般学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。
 - ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。
 - エ 4(2)の出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。
- (2) 自己表現
 - ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
 - イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。
本校の自己表現の配点は、30点とする。
- (3) 作文及び面接
志願者全員に対して作文及び面接を実施する。
- (4) 学校独自検査（面接）
 - ア 面接は、志願者全員に対して行う。
 - イ 面接は、50点満点とする。
 - ウ 面接の検査方法、内容及び評価項目は次のとおりとする。
 - (ア) 検査方法
個人面接、面接官2人、面接時間5分
 - (イ) 面接内容
 - a 地域や社会の課題とその解決方法について
 - b 高校で取り組みたいこと
 - (ウ) 評価項目
 - a 応答の内容
 - b 高校生活への意欲
 - c 面接に臨む態度、マナー等
- (5) 実施期日及び時間割等

2月27日(月)			2月28日(火)	3月1日(水)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集 合・注 意	自己表現及び面接	予備日 (自己表現及び面接)
第1時限	9:10 10:00	国 語		
第2時限	10:20 11:10	作 文		
第3時限	11:30 12:20	数 学		
第4時限	13:10 13:40	自己表現カード の記入		
第5時限	14:00 14:50	面 接		
第6時限	15:10 16:00	英 語		

- ※ 第1日の集合は各検査場とする。
- ※ 本校は、自己表現及び面接について、原則として、第2日（2月28日（火））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（3月1日（水））に実施する場合がある。
自己表現及び面接の集合時間は、2月21日（火）15時に本校ホームページに掲載する。
- ※ 学校独自検査の面接（5分）は自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。

- (6) 実施場所
本校
- (7) 携行品
一次選抜の携行品による。

7 合格者の決定

本校校長は、一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

一次選抜の合格者の発表による。

9 繰上げ合格の実施

一次選抜の繰上げ合格の実施による。

10 特別措置の申請等

一次選抜の特別措置の申請等による。

11 県外等からの出願

一次選抜の県外等からの出願による。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

一次選抜のやむを得ない事由による欠席者の取扱いによる。

13 新型コロナウイルス感染症への対応

一次選抜の新型コロナウイルス感染症への対応による。

【3】二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和5年3月13日（月）10時に本校玄関前への掲示及び本校ホームページ（<http://www.misuzugaoka-h.edu.city.hiroshima.jp/>）への掲載により行う。

【4】一次選抜の結果に係る簡易開示について

1 開示内容

- (1) 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- (2) 自己表現の総得点
- (3) 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

2 開示請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

3 本人等であることの確認

令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項104ページに示す書類の提示により確認する。
なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

4 開示期間

令和5年3月20日（月）から4月19日（水）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）
受付時間は9時から16時までとする。（ただし、12時40分から13時25分までを除く。）

5 開示場所

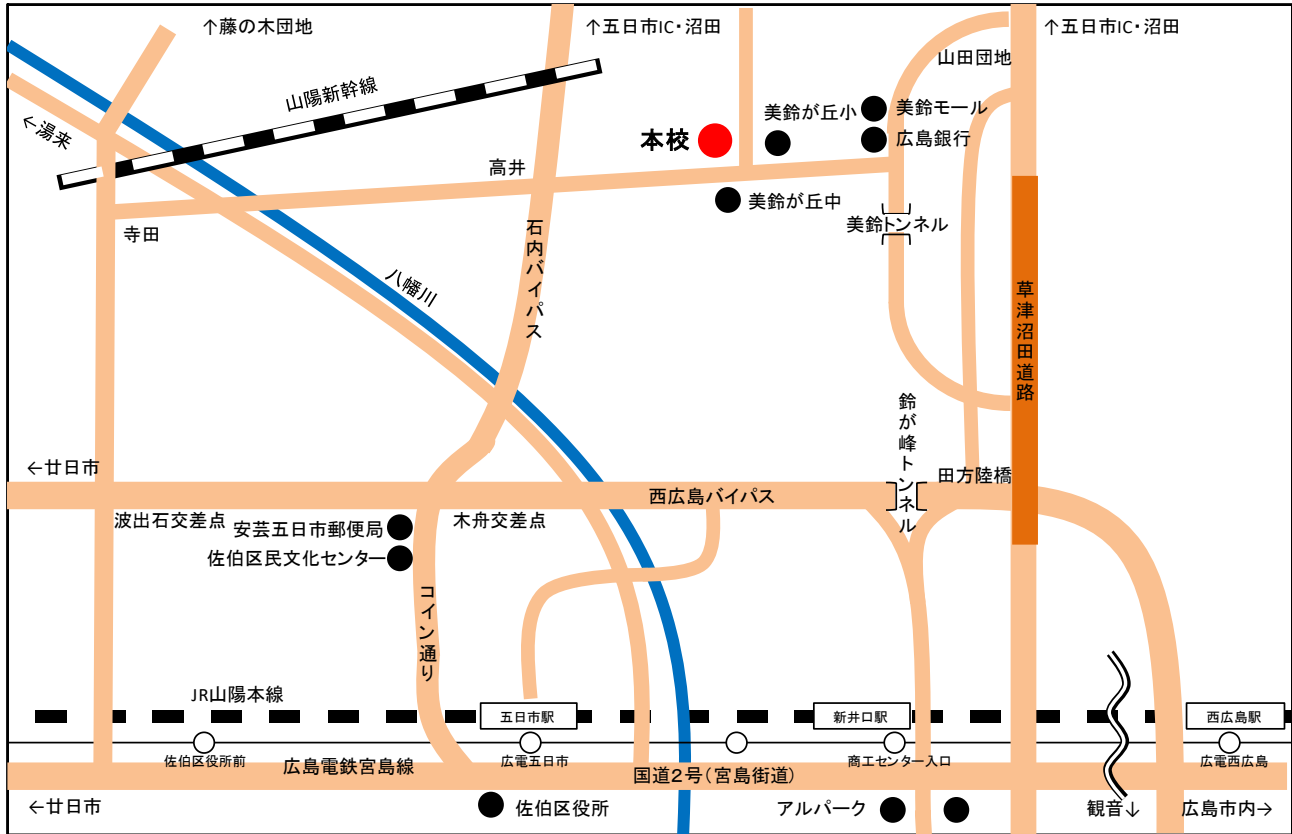
本校（受付窓口は事務室）

【5】入学予定者説明会について

入学予定者は、令和5年3月24日（金）9時30分より入学予定者説明会及び教材等の販売を行うので、保護者同伴で必ず出席すること。

【6】その他

- 1 この要項に記載した以外のことについては、全て「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- 2 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- 3 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は改めて所定の手続をしなければならない。



アクセス

- 広島バスセンター発
 - ① 美鈴が丘高校行き (己斐経由) 美鈴が丘高校下車 (所要時間 27分)
(市役所経由) 美鈴が丘高校下車 (所要時間 32分)
 - ② 美鈴が丘・山田団地行き (己斐経由) 美鈴モール前下車 徒歩10分 (所要時間 34分)
 - ③ 美鈴が丘・藤の木団地行き (己斐経由) 美鈴が丘小学校下車 徒歩3分 (所要時間 27分)
 - ④ 美鈴が丘・彩が丘団地行き (市役所経由) 美鈴が丘小学校下車 徒歩3分 (所要時間 32分)

- 五日市駅北口発
 - ① 美鈴が丘高校行き 美鈴が丘高校下車 (所要時間 15分)
 - ② 美鈴が丘・山田団地行き 美鈴が丘小学校下車 徒歩3分 (所要時間 18分)

- アルパーク発
 - ① 美鈴が丘高校行き 美鈴が丘高校下車 (所要時間 18分)
 - ② 美鈴が丘・山田団地行き 美鈴モール前下車 徒歩10分 (所要時間 25分)

- 彩が丘団地発

広島バスセンター行き 美鈴が丘小学校下車 徒歩3分 (所要時間 21分)

- 藤の木団地発

広島バスセンター行き 美鈴が丘小学校下車 徒歩3分 (所要時間 21分)